報告第19号

令和８年６月３０日

専決処分の報告について

鈴　　　鹿　　　市

報告第１９号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年６月３０日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年６月１６日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

３，７０２円

２　和解の相手方

鈴鹿市外

個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和８年３月２８日、御薗町地内の市道御薗１９０号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの